福島県只見町議会

事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1. 通年議会制度の導入

地方分権一括法の施行に伴い、自治体経営の自立に向けた法整備が進められ、 自己決定・自己責任という、自由と責任の領域が拡大され、議会の役割と責任が 飛躍的に重くなってきた。さらに平成16年地方自治法の改正以降、議会招集回 数の自由化や首長の専決権の縮小、町民ニーズの多様化など、議会機能の充実強 化が求められてきた。

只見町議会は一層の議会機能の充実を図るため、議会基本条例の制定を目標 に議会運営基準の整備を進めてきたが、議会の活性化を優先課題として「通年議 会制度」を先行導入した。

平成21年6月から通年議会運営要綱に基づき試行し、平成23年2月会議において条例等を整備、同年3月会議から本格導入した。通年議会により会期にとらわれず、議案審議や委員会活動など活発な議論が展開されている。また、災害時の迅速な対応や突発的行政課題への対応も可能となり監視機能の強化も図られている。通年議会制度は福島県内初の導入となった。

2. 議会基本条例の制定

地方分権の時代を迎え、地域の自立が求められ、議会は、執行機関たる町長及び行政委員会を監視するとともに、条例の制定、予算の議決等を通じて政策を形成する権限と責任を有している。議会及び議員は、町民の信託に応え、真の住民自治を実現することができる議会を確立するため、高い使命感を持って職務に取り組み、町民とともに汗を流す住民協働の議会運営を行うことを目的に定めている。議会基本条例制定にあたっては、通年議会制度の機動性を有効に活用し、全議員参加による議会基本条例策定特別委員会を設置して取り組み、平成24年3月会議において議会基本条例を制定し、只見町振興計画や只見町高齢者福祉計画並びに只見町防災計画、その他重要なマスタープランなどを議決事件に定め、監視機能の強化を図っている。

3. 予算・決算審査特別委員会

平成22年3月会議以降、3月会議では予算特別委員会、9月会議では決算特別委員会を設置して審査を行い監視や評価の強化に努めている。また議会が付した審査意見について、その後の対応や報告を求めるなど、行政運営の監視機能の強化を図っている。

事績2 住民に開かれた議会

本議会の議会活動は、広報広聴活動の強化が課題となっていた。平成20年6 月会議で議会だより編集委員会から議会広報特別委員会を設置、法的根拠を明確にし、更に平成27年3月会議で、委員会条例を改正し、広報公聴常任委員会を新設、議会報告会や一般町民との広報活動の充実に努めている。

1. 議会だよりの充実

議会だよりは、定例月本会議後の年4回発行し、町内全戸配布を行い、ホームページにも掲載している。編集は広報公聴常任委員会で行い、写真撮影、内容の構成、原稿の執筆校正まで議員が率先して行っている。また、本会議における採決の結果、一般質問、委員会質疑に関しては、わかりやすく掲載することに努めている。その努力により、平成27年度(第30回)町村議会広報全国コンクールにおいて、奨励賞(言語・文章部門)を、令和2年(第35回)町村議会広報全国コンクールにおいて、奨励賞(企画構成部門)を受賞した。

2. 議会中継の充実

議会中継を、平成26年6月からインターネット配信を行い、町内の各振興センターでも視聴を可能としている。

現在はユーチューブによりライブ配信し、町ホームページから過去の議会映像を閲覧することも可能となっている。

3. 一般会議、議会報告会の充実

只見町議会基本条例による議会報告会を年1回開催しており、町民への議決 事項の説明と町民との意見交換を実施している。同じく只見町議会基本条例に よる一般会議を随時開催しており、特定の内容について町民団体と意見交換を して、政策提案につなげている。